

令和元年度
第2回 多治見市都市計画審議会
議 事 要 旨

- ・開催日時：令和元年12月18日（水）14:00～16:00
- ・開催場所：多治見市役所本庁舎5階 全員協議会室
高田テクノパーク計画地（現地視察）

《委員》

区分	所 属	氏 名	出欠
会長	名古屋工業大学大学院教授	兼田 敏之	○
委員	陶都信用農業協同組合代表理事専務	古川 敏之	欠
〃	多治見商工会議所専務理事	宮浦 哲也	欠
〃	愛岐不動産みやまえ店代表	村松 斉	欠
〃	多治見市議会議員	嶋内 九一	○
〃	多治見市議会議員	若尾 敏之	○
〃	多治見市議会議員	三輪 寿子	○
〃	多治見市議会議員	吉田 企貴	○
〃	市民	飯田 静香	○
〃	市民	小林 八智子	○
〃	市民	水野 隆吾	○
〃	市民	山下 真美子	○

《事務局》

- ・多治見市都市計画部：細野部長、黒川技監
- ・多治見市都市計画部都市政策課：水野課長、宮本総括主査、鈴木総括主査、藤田主査
- ・多治見市経済部企業誘致課：加藤課長、渡辺課長代理

《事前配布資料》

- ・会議次第
- ・第1号議案：【意見照会】
資料1-1 多治見都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更について
資料1-2 多治見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案） 新旧対照表

・第2号議案：【意見照会】

資料2-1 多治見市都市計画マスタープランの改定について

資料2-2 都市計画マスタープラン説明会での主な意見と市の回答

・第3号議案、第4号議案：【意見照会】

資料3 多治見都市計画区域区分の変更について、多治見都市計画用途地域の変更について

資料4 多治見都市計画用途地域の変更について

《当日配布資料》

- ・資料4 多治見都市計画用途地域の変更についてp4 差し替え版

議事概要	
	(敬称略)
1 開会	
・ (事務局の挨拶)	
・ (資料確認)	
2 市長挨拶	
・ (古川市長の挨拶・以降公務により退席)	
3 会議成立の報告	
・ 3委員の欠席により9名/12名の出席となり会議の成立を報告。	
4 会長挨拶	
・ (会長挨拶)	
・ 議事録署名人として2名を指名。	
5 議事	
(1) 多治見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について【意見照会】	
(2) 多治見市都市計画マスタープランの改定について【意見照会】	
・ (資料1-1、資料1-2、資料2-1、資料2-2を事務局が説明)	
【意見概要】	
●空き家対策や所有者不明土地の対策について質問があった。	
●高田テクノパークの市街化区域編入、根本駅周辺のまちづくり、多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例(以降、「開発許可基準条例」という)について引き続き議論していきたいとの意見があった。	
【詳細】	
○委員	
・ 今後は空き家対策に加え、所有者不明土地の対策も重要であり、市としての考えや取り組んでいることを教えてほしい。	
→事務局	
・ 空き家対策等については空き家・空き地バンクの制度を始めた。所有者不明土地については現時点では取り組んでいないが、今後検討していく予定である。	
○会長	
・ 1号議案の諮問、答申のスケジュールを確認したい。	
→事務局	
・ 多治見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マスタープラン)は、岐阜県の都市計画審議会の議を経て岐阜県が決定するもので、令和2年12月に決定する予定である。	
・ 市の都市計画審議会への諮問は、県が都市計画決定を行う前に、県から市へ意見照会があり、その際に市長から市の都市計画審議会に諮問が行われ、答申をしていただくという流れである。時期としては、令和2年の9月頃を予定している。	

議事概要

- ・諮問は令和2年9月の予定だが、令和2年度の当初より県が国と協議を始めるため、区域マスタープランの内容については、次回の2月の市の都市計画審議会には固めたい考えである。

○会長

- ・内容としては3つ論点があると考え。1つ目は高田テクノパークの市街化区域編入で、こちらは本日視察に行き検討材料としたい。2つ目は根本駅周辺のまちづくりをどのように計画に位置付けるかで、こちらは事務局よりこれまでの経緯を補足説明願いたい。3つ目は市街化調整区域の土地利用の方針についてである。多治見市は調整区域でも開発許可基準条例により、開発等を進めることができる仕組みがあり、この扱いをどのように考えるべきか、事務局より説明願いたい。

→事務局

- ・1つ目については、区域マスタープランにおいて高田テクノパークを、優先的に企業誘致を進めるエリアとして位置づけていきたい考えである。
- ・2つ目については、根本駅周辺は農業振興地域となっているエリアであるが、地元からもまちづくりを進めたいとの意見があること、立地適正化計画においても根本駅周辺を地域拠点として位置づけていることから、市としても今後まちづくりに取り組んでいきたい地域と考えている。
- ・3つ目について、開発許可基準条例は、平成8年の線引きによる、姫地区などでの地域活力の減退を憂慮し、都市計画の見直しの要望や、地元の勉強会などを経て平成20年に制定した。団地、集落地、沿道集落地に分類し用途制限を設けている。市としては、区域マスタープランに記載したように引き続き開発許可基準条例を維持していきたいと考えている。

→会長

- ・区域マスタープランは20年の計画であり、以上3点に関する文章表現は良いと思うが、今後も議論していきたい。

○委員

- ・「農林漁業との調整」との表現が出てくる。多治見市は漁業がないが表現として適切か。

→事務局

- ・「農林漁業」は都市計画上用語として一般的に使われており、誤用ではない。

(2) 第3号議案 多治見都市計画区域区分の変更について【意見照会】

(3) 第4号議案 多治見都市計画用途地域の変更について【意見照会】

- ・(資料3、資料4を事務局が説明)

【意見概要】

- 高田テクノパーク周辺の水質汚染についての質問があり、問題がないことを今後住民に説明していくことについて確認した。
- 高田テクノパークの工事において、工事車両の往来による住宅地環境への影響について質問があり、極力住宅地周辺を往来させない計画であることを確認した。
- 高田テクノパークへの現時点での進出意向企業の有無について質問があり、現時点ではないことを確認した。

【詳細】

○委員

- ・高田テクノパークの周辺の住宅地において、以前水質汚染に対する心配の声があったと聞いているが、その後の調査や住民の声は寄せられているかどうか確認したい。

→事務局

- ・高田テクノパークの構想については今年の5月～6月にかけて説明したところ。高田テクノパークには、二つの水系があり、それらを変えることなく調整池を設けている。現在、設計については出来上がったところであり、12月～1月にかけて、水量及び水質基準について地元住民に説明する予定である。

議事概要

○委員

- ・土岐アクアシルヴァなどの工事では、工事車両の往来について周辺住民から反対意見が出ていたが、高田テクノパークでは問題ないか。

→事務局

- ・造成工事においては、周辺の住宅地における工事車両の往来は極力行わない計画であることを、今年5月の住民説明会で説明済みであり、特に反対意見は聞いていない。

○委員

- ・高田テクノパークの北側が先に分譲されるとのことだが、すでに進出に名乗りを上げている企業はあるか。

→事務局

- ・企業への営業を進めているが、現時点で進出に名乗りを上げている企業はない。

○会長

- ・それでは以上で議事は終了する。
- ・これより、高田テクノパークの視察に行く。

○事務局

- ・次回の第3回都市計画審議会は、2月25日（火）14:00～16:00とする。
- ・（都市計画部長 挨拶）

6 高田テクノパーク視察

- ・（現地視察）

(16時00分終了)

-以上-